

つくば市低炭素ガイドラインに基づく街区認定要項

(趣旨)

第1条 この要項は、つくば市低炭素（建物・街区）ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づく、市が推奨する低炭素対策を行った市内の街区に対して、ガイドラインに基づく先進的な低炭素街区であることの認定（以下「街区認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項で使用する用語は、ガイドラインで使用する用語の例による。

(街区認定の基準)

第3条 街区認定の基準（以下「認定基準」という。）は、ガイドラインによるものとする。

(街区認定)

第4条 街区認定を受けようとする者は、つくば SMILe 街区認定申請書兼街区事業計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、つくば市低炭素街区認定検討会において、その内容をプレゼンテーションするよう依頼するものとする。

3 市長は、前項に規定する審査及びプレゼンテーションの結果、当該申請に係る街区が認定基準に適合しているときは、申請者につくば SMILe 街区認定証（様式第2号）を交付し、認定基準に適合していないときは、つくば SMILe 街区不認定通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

(街区認定証の活用)

第5条 街区認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、街区認定を受けた街区について、当該街区が市が推奨する先進的な低炭素街区であることを PR することができる。

(変更の届出)

第6条 認定者は、次に掲げる事項について変更したときは、速やかに、つくば SMILe 街区認定に係る変更届（様式第4号）を市長に届け出るものとする。

(1) 街区認定を受けた街区の名称等

(2) 街区認定を受けた街区の管理事業者の代表者名、住所等

(事業の進捗状況の報告)

第7条 認定者は、街区認定を受けた街区に係る事業が完了するまでの間、毎年度、当該事業の進捗状況をつくば SMILe 街区事業進捗報告書（様式第5号）により、市長に報告するものとする。

(事業の完了報告)

第8条 認定者は、事業が完了したときは、速やかに、つくば SMILe 街区事業完了報告書（様式第6号）を市長に報告するものとする。

(街区の実績報告)

第9条 認定者は、事業完了後、毎年度、エネルギーの月別の使用量・発電量・エネルギー消費削減量及び年間の二酸化炭素排出削減量の平均値並びに HEMS・BEMS 等のデータ取得状況をつくば SMILe 街区実績報告書（様式第7号）に記入し、市長に報告するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、街区認定を取り消すことができる。

(1) 認定者から街区認定の取消しの申入れがあったとき。

(2) 虚偽の申請その他街区認定を取り消すべき事由が生じたとき。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。